

必読企画

平成30年12月 決算関連資料一覧

公認会計士

阿部 光成

本稿は、平成30年12月期に係る主な会計処理・監査関係の関連資料を一覧形式でまとめたものである。本稿は、決算期変更などの特段の状況にはない平成30年12月期決算会社を想定して記載している。

平成30年12月期決算においては、たとえば、「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」(改正実務対応報告18号)が適用されることになる。ただし、「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」は本表に含めていない。

また、監査法人等の監査報告書において「監査上の主要な検討事項」を記載することなどを主な内容とする「監査基準の改訂に関する意見書」(平成30年7月5日、企業会計審議会)および関連する「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」(平成30年9月26日、

金融庁)などは、平成33年3月決算に係る財務諸表の監査から強制適用する予定であることから、本表には含めていない。そのほか、条件付取得対価に関する改正を主な内容とする「企業結合に関する会計基準(案)」(企業会計基準公開草案62号)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針(案)」(企業会計基準適用指針公開草案62号)は、平成31年4月1日以後開始する事業年度の期首以後実施する組織再編から適用することが提案されているので、本表には含めていない。

表中の公開草案は、本稿の執筆時点(平成30年11月26日)においてのものであり、今後の確定に留意していただきたい。

実務の便宜のため、関連資料に関して本誌で解説された掲載号をあわせて示している。

文中意見にわたる部分については私見であることをあらかじめ申し添える。

主な決算関連資料一覧

	主な内容	適用時期	関連資料
<会社法関係>			
事業報告・ 計算書類	<p>事業報告および計算書類の作成に際して次のことに注する。</p> <p>① 会社法施行規則 事業報告において、社外取締役を置くことが相当でない理由を記載すること、各会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由を記載すること、特定完全子会社に関する事項、親会社等との間の取引に関する事項などに注意する。</p> <p>② 会社計算規則 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記(会計方針の変更に関する注記、退職給付引当金の計上基準など)および附属明細書について、会社計算規則に従って作成する(連結計算書類も同様)。</p>	—	<p>① 会社法 →本誌26.8.10(Na1388)解説、本誌26.8.20・9.1(Na1389)解説、本誌27.4.1(Na1409)解説、本誌27.4.10(Na1410)解説、本誌27.4.20(Na1411)解説、本誌27.5.1(Na1412)解説</p> <p>② 会社法施行規則 →本誌27.3.20(Na1408)解説</p> <p>③ 会社計算規則</p> <p>④ 会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型(改訂版)(2016年3月9日、一般社団法人日本経済団体連合会 経済法規委員会 企画部会) →本誌28.4.10(Na1443)解説</p> <p>⑤ 計算書類に係る附属明細書のひな型(会計制度委員会研究報告9号)</p>